

「パブリックコメントの意見等に対する市の考え方」への委員意見と市の考え方

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
前文	<p>2・14・16 項の意見などを取り入れ、案文を整理。</p> <p>(1) 子どもはかけがえのない存在であり、一人一人さまざまな個性や能力を持ち、未来への可能性に満ち溢れています。子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされます。自分の権利が守られる中で、遊び、学び、失敗するなどいろいろな経験を重ね、多様な人々と関わる中で、豊かな人間性を育み、自分を大切にできる心、他者を尊重する心や社会性を養い成長していきます。</p> <p>(2) 大人や社会は子どもを一人の人間として尊重し、意見を聞き、大切に受け止め、一緒に考え、愛情を持って寄り添っていく責任があります。</p>	<p>(1) について パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、骨子案前文(1)の「誰もが大きな」は削除します。「遊び、学び、失敗するなど」は「いろいろな経験」という文言に含まれると考えます。</p> <p>(2) について 骨子案前文(3)の「思いを受けとめる」には、意見を聞き、一緒に考えることも含まれると考えます。大人や社会の責任については、大人や社会が子どもを尊重し、愛情をもって寄り添っていくことなどは大切な視点であると考えますが、子どもの権利について理念を共有することが大切であり、具体的な内容は、市の責務や、大人の役割において、別途記載していますので、骨子案のとおりとします。</p>

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
	<p>(3) 長野市は、日本国憲法はじめ、児童の権利に関する条約や子ども基本法の考えのもと、社会全体で子どもの成長を支え、すべての子どもが将来にわたって幸せに生きていくことができるまちづくりを進めることを目指し、この条例を定めます。</p>	<p>(3) について  子どもをパートナーとして、ともにまちづくりを進めていきたいと考えており、骨子案のとおりとします。  条例の目的である「子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現」を目指し、市、保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域、事業者が連携して取り組んでいきます。</p>
<p>3 基本理念</p>	<p>基本理念に関する意見については(5)を削除することには異論はないが、68・69・70項などの指摘は重要。  前文に「子どもは、生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる。」と追記の説明を加えるだけでは不十分である。  子どもの権利条約に基づく4つの基本原則を長野市の基本理念とすることは良いと思うが、指摘をされた子どもの権利についても明記する必要があると考える。4つの基本原則だけではわかりにくい。他市の条例も参考にして、検討する必要がある。</p>	<p>基本理念においては、4つの事項に基づいて行うこととしていますが、まずは児童の権利に関する条約の4つの原則を示し、これに基づいて取組を行っていくことが大切であると考えています。  パブリックコメントにおいても、子どもの権利の明記についてご意見をいただいたことから、前文に「子どもは生まれながらにして権利を持ち、その権利が大切にされる」と追加しました。</p>
<p>4 市の責務</p>	<p>94 項 環境整備は行政の責務は加えるべき</p>	<p>子育て・子育てに関する取組は、既存の計画等に基づき行われているため、骨子案のとおりとします。子どもの健やかな育ちのため、本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。</p>

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
	95 項 「市は子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障・・・」は取り入れるべき。	ご意見の内容は、骨子案の前文、目的等のおり、「日本国憲法や児童の権利に関する条約や子ども基本法の考え」を踏まえ、「権利の保障」をすることとしています。
	97・98・99 項の指摘通り、養育が困難な家庭に対しては特に配慮した支援することを加えるべき。市の責務（2）の表現では不十分	市の責務として保護者を支援していくこと、また、保護者の役割（1）で「必要な協力を周囲から得ながら」と明記しており、ご意見の内容は包含されています。
5 保護者の役割	99・106・107 項の指摘は取り入れるべき 保護者は子どもの養育及び発達について第一義的な責任を負います。同時に不安や困難がある場合は、市及び関係団体から必要な支援を受けることができます。	市の責務として保護者を支援していくこと、また、保護者の役割（1）で「必要な協力を周囲から得ながら」と明記しており、ご意見の内容は包含されています。
	109 項 先進都市の条例についてはもっと議会で学習し、検討する必要がある。	骨子案の検討に当たっては、他市の条例も参考にしております。

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
	<p>110・111・112 項など 指摘されていることは重要。子どもの権利の保障という視点ではない。子どもの権利を守るための役割があるという視点での表現とすべき。他市の条例を参考にすべき。</p>	<p>ご意見の内容は、基本理念の4つの事項、市の責務、保護者の役割等に包含されています。本条例に基づき、子どもに関する取組を進めていきます。</p>
7 育ち学ぶ施設	<p>118・119・120・121・122 から 131 項までの指摘は重要。ここでも子どもの権利保障という視点ではなく、集団生活の記述など大人が求める子ども像を作るための支援になっている。子どもの権利を保障するために施設そのものが支援を受けられることなどを明記する必要がある。他市の条例を参考にすべき。</p>	<p>市の責務として育ち学ぶ施設の活動を支援していくことを明記しており、ご意見の内容は包含されています。</p>
8 地域の役割	<p>133 項の指摘は重要。案文と差異がないと捉えているが、「保障する場」「自由」となっており、違いがあり、取り入れるべき。</p>	<p>地域の役割（1）のとおり「子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場と認識し、子どもが安全で安心して遊び、学ぶことができる良好な環境づくりに努めるものとする」とします。</p>
	<p>134・135 項の指摘は重要。「子どもが自分の意見や希望を表現し・・・社会参加への主権者意識を育てる・・・」という表現が良い。</p>	<p>地域の役割（3）のとおり、「地域における取組において、子どもが子ども同士又は多様な世代と交流や、様々な体験をする機会を提供し、子どもが自主的に活動できるための必要な支援を行うよう努めるものとする」とします。</p>

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
10 条例を実行する具体的な取組		
(1) 意見表明と参加	<p>148・152 項などについて制定後の具体的な取り組みの参考にするとしているが、③においてもう少し強調しても良いのではないか。また文章の整理が必要。</p> <p>156・157 項などの指摘通り、「努めるものとする」という表現の変更を求めたい。</p>	<p>子どもの意見表明は大切なことであると認識しており、条例を実行する具体的な取組として「意見表明と参加」を盛り込んでいます。条例に基づき、子どもの意見表明に取り組んでいきます。具体的な意見を聴く手法や方法は、条例の施行後に検討していきます。</p> <p>条例を実行する具体的な取組として、市のみならず、保護者、市民、育ち学ぶ施設及び地域それぞれが役割を果たし、連携して取り組むことで、子どもの意見表明を実現することから、条例骨子案のとおり「努めるものとする」とします。</p>
(3) 子どもの育ちへの支援	<p>171・174・175 項などの指摘は重要 ここに基本理念では具体的に表現されていない子どもの権利について、たとえば遊ぶ権利、生きる権利、休む権利など具体的な子どもの権利を保障するという文案にしたら良いのではないかと。</p>	<p>条例骨子案においては、「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」「生命・生存及び発達に対する権利」の4つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、取り組むこととしています。</p>
(7) 虐待・いじめ・差別等への取り組み	<p>189 項の指摘は重要。③として、虐待・いじめ・差別等をおこなった者への必要な配慮をおこなった上で、適切な対応を行いますを付け加える。</p>	<p>パブリックコメントのご意見の趣旨は必要と考えますが、まずは、条例骨子案のとおり、虐待、いじめ、差別等の予防と早期発見が大切であり、いじめ等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために必要な支援を行うことが必要であると考えます。</p>

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
(8) 相談・救済	<p>190・191 項の指摘を取り入れる</p> <p>⑤として「権利侵害の恐れがある相談・事例などについては独立機関であるオンブズパーソンが対応する。そのための調査員・相談員を配置する」という条文を入れる。</p> <p>その上で子どもの権利保障としての相談・救済機関である「子どもオンブズパーソン」についての条文を加える。</p>	<p>条例を実行する具体的な取組の「相談・救済」は、子どもオンブズパーソンの取組に限るものではなく、市や保護者、市民、育ち学ぶ施設、地域等の取組や連携が含まれています。救済に関しては、別途、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付ける子どもオンブズパーソンについての項目で整理しています。</p> <p>また、子どもオンブズパーソンは、市長の附属機関として設置し、公的第三者機関に位置付けることで、公平性や独立性が担保されます。</p>
	<p>相談体制については今後の検討としているが多くの意見が出されているように総合相談窓口である「あのえっと」との関係を整理する必要がある。子どもの権利侵害が懸念される相談についてはオンブズパーソンが受けることを広く周知することが必要。</p>	<p>子どもオンブズパーソンと、こども総合支援センター「あのえっと」の位置付けなど、相談体制につきましては、条例の制定と併せて、今後検討していきます。</p> <p>また、子どもたちに、子どもの権利や子どもオンブズパーソンについて理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発に取り組んでいきます。</p>

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
11 子どもオンブズパーソン	<p>216・217・218・・・259項など人権侵害と気づくことができない子どもや大人にも相談しやすい体制となるよう要望しているが、(3) オンブズパーソンの職務の執行の⑤については市長が主語になるべきで「市長は、・・・環境の整備を行う。」とすべき。</p> <p>他にも(④など)市長の附属機関であることを考慮した文章とすべきでは。</p>	<p>市の責務については、④に明記しています。市長の附属機関である子どもオンブズパーソンの独立性及び公正かつ公平な職務の執行を確保するために、必要な支援を行っていきます。</p>
	<p>218項の指摘は重要。「子どもの権利相談室」の設置は必要と考える。</p>	<p>子どもオンブズパーソンの職務の執行を支える独自の相談員や調査員を配置することが必要であると考えています。相談体制につきましては、条例の制定と併せて、今後検討してまいります。</p>
その他	<p>295項以降の包括的性教育については重要な指摘。</p> <p>盗撮や痴漢が大きな犯罪であるにも関わらずいとも簡単に行われ、繰り返されている現状、弱い立場の子どもが性犯罪の危険に晒されている状況を考えると、子どもの人権を考える際、外すことの出来ない課題と考える。条例の中に何らかの形で盛り込めないか、検討を願いたい。</p>	<p>条例骨子案においては、「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」「生命・生存及び発達に対する権利」の4つと、市、保護者、市民等の相互の連携を基本理念として、取り組むこととしています。子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが将来にわたって夢や希望を持てるまちの実現に向けて取り組んでいきます。</p>

該当項目	意見の内容	意見に対する市の考え方
	265 項など。「です・ます」調を求めたい	庁内のルールや、市の条例などを参考に「である体」を用いますが、子どもにも大人にも子どもの権利について理解を深めていただけるよう、分かりやすさを工夫したチラシやパンフレットなどを作成し広く配布するなど、広報・啓発を行っていきます。
	270 項について。「子ども白書」という名称はともかくとしても国から指示がなくても、子どもたちの置かれている状況を把握するための定期的な調査活動を行うことを条例に位置付けるべき。	子どもの置かれている状況などの把握方法については、今後検討していきます。
	276・290 項の指摘は当然。骨子案でパブリックコメントにかけたことは評価するが、条例案としても PB を行う必要はある。条例案に対する子どもたちの意見を聞くことが大切。	条例の核となる骨子について、市民の皆様等から広くご意見を聞くためパブリックコメントを実施し、多くのご意見をいただきました。パブリックコメントでいただいたご意見等を参考に、条例案を作成していきます。